

【植物新品種の育成者権の保護の強化】

(担当局：生産局)

1 これまでの取組状況（平成19年7月～平成20年2月末）
<p>○第166回通常国会において成立し、平成19年5月18日に公布された種苗法の一部を改正する法律（罰則の引上げ等）を施行（12月1日）した。また、施行に向けて地方農政局等において説明会を実施し、改正法の普及促進を行った。</p> <p>○農業者の自家増殖に育成者権が及ぶ植物として58種類の植物を追加する省令改正が8月1日に施行された。また、海外における自家増殖の事例について情報収集を行った。</p> <p>○DNA品種識別技術の開発を支援するとともに、開発された技術の妥当性を検証するためのガイドラインの策定を行った。</p>
2 課題
<p>我が国の登録品種が海外へ無断で持ち出され、増殖品が逆輸入されるなど権利侵害への対応が必要であり、とりわけ、海外において模倣、無断増殖された我が国の新品種が育成者権の期間終了後に逆輸入されてくる問題に対抗する必要がある。</p> <p>育成者権の権利の範囲を確定するための登録品種のオリジナルの植物体を国として保存し、DNA品種識別技術の開発・実用化を進める必要がある。</p>
3 今後の予定（平成20年度）
<p>○種苗法の改正案について検討を行う。</p> <p>○登録品種の品種識別鑑定制度の創設に向け、前提としてすべての登録品種の植物体の一部（DNA）の収集・保存体制を整備する。</p> <p>○これまで研究機関等で開発された全てのDNA品種識別技術の実用化を進め、その活用を図る。</p> <p>○自家増殖について、許諾契約等を含めた実態調査や関係者の意見聴取を行う。</p>
4 主要スケジュール
<p>○種苗法改正に向け、具体的な検討の場として検討会を開催し問題点の把握を図る。</p>

登録品種の標本・DNA保存等事業

現状と課題

- ・登録品種の特性を記載して国として保存している。
- ・登録品種の権利の範囲を確定するために、育成者権を付与する国の責務として何らかの形で植物体の保存が必要。

- ・育成者権の侵害は海外においても発生しており、権利侵害の証明にはDNA品種識別技術が迅速かつ有効。

- ・税関や裁判の証拠等でDNA品種判別技術を利用するには開発された技術の妥当性(再現性)の検証が必要だが、検証まで取り組まれている植物は極めて限定的(いちご・米)。
- ・また、妥当性の検証方法について決められたルールがない。

妥当性(再現性)の確認方法の確立

H19年度知識集約型事業で(独) 種苗管理センターがDNA品種識別技術の妥当性確認のための標準的な手順書を作成

事業の内容

登録品種の標本・DNA保存

①植物体の一部保存

- ・搾葉標本
- ・真空凍結乾燥



②DNAの保存

- ・抽出DNAの凍結保存



DNA品種識別技術の妥当性(再現性)確認

「妥当性確認のための標準的な手順書」に基づき、開発された植物種毎のDNA品種識別技術の妥当性を確認

成果

- ・登録品種の権利の範囲が確定される。
- ・育成者権者の権利行使における環境が整備される。



- ・国際間紛争にも活用できるDNA品種識別技術が確立。

- ・効率的かつ信頼性の高い技術開発が可能。

【東アジア植物品種保護フォーラム構想の具体化】

(担当局：生産局)

1 これまでの取組状況
<ul style="list-style-type: none">・10月にアジア各国の担当局長、課長クラス及び国際機関等を招き、東京で「アジア地域の植物品種保護制度に係る協力と協調に関するシンポジウム」を開催し、フォーラムに関する働きかけを行った。・11月のAMAF+3において我が国よりフォーラムの設置を提唱し、各国の賛同を得てフォーラムの設置が決定した。・平成20年度予算において新規事業として「東アジア植物品種保護推進事業」が認められたところ（概算決定額127百万円）。
2 課題
<p>我が国の植物新品種を海外においても適確に保護するため、植物品種保護制度の整備が遅れている東アジア地域において、制度の共通の基盤作りを目指し、各国での調和的な制度の整備・充実強化を進めるための技術協力、人材育成等を推進する。</p> <p>とりわけ関係各国からフォーラムの活動目的・内容についての理解を得、主体的な参加、相互の貢献を引き出す。</p>
3 今後の予定
<ul style="list-style-type: none">・フォーラムの開催に向けて、活動内容について各国の同意を取り付けを行う。・7月中に「東アジア植物品種保護フォーラム会合」を開催し、各国の審査能力向上のための研修等の実施、UPOV基準に基づく審査基準や審査方法の統一に向けた協力活動を提案する。・各国の合意のとれた活動から協力を開始するとともに事務局として常設のホームページの立ち上げを行う。
4 主要スケジュール
<ul style="list-style-type: none">・7月 「東アジア植物品種保護フォーラム」の開催・8月 制度運営能力向上のための受入研修の開催・11月 審査合理化のための技術会合開催（インドネシア）

東アジア植物品種保護フォーラムの設置

目標

アジア域内の農林水産業・食品産
業の交流の一層の拡大による共
通利益の追求

(WIN-WINの関係を構築)

知財保護に基づく

- ・各国における新品種育成の振興
- ・海外からの新品種の導入促進
- ・新品種に関する権利侵害リスクの小さい、安心な輸出入の促進
- ・知財を活かした種苗産業の多様なビジネス展開

前提となる条件整備

東アジア全域における
農林水産分野の知財の共
通基盤の構築・基盤上での
協同の取り組みが必要

実現に向けた道すじ

「東アジア植物品種保護フォーラム」の設置

- ・ASEAN+3の植物品種保護を担当する政府ハイレベルの者による、常設的な意見・情報交換の場の設定
(各国で持ち回り開催)※2008年7月第1回会合開催

→ 植物品種保護の重要性の認識、制度の国際的調和、
互恵協力・支援の可能性について合意形成

フォーラムに基づく多様な協力活動を展開



①植物品種保護に 関する制度・運営能 力の向上

- ・ワークショップの開催
- ・人材育成・能力向上のため、各国機関への派遣
- ・日本等における集中研修プログラムの実施

②審査・登録の共通化

- ・出願様式の統一・栽培試験方法の調和
- ・栽培試験結果データの交換
- ・品種登録情報(データベース)の共有

③権利行使のための取組

- ・侵害事例に関する情報交換
- ・品種識別のためのDNA分析技術の協力

④協力活動の常時支援

- ・持ち回り開催国による事務局
- ・ホームページの開設等

・世界レベルの品種保護システム(UPOV)に適合した調和

・将来のアジアの知財共通システムの構築を模索

【海外への働きかけ、情報収集】

(担当局：生産局)

1 これまでの取組状況（平成19年7月～平成20年2月末）
<p>○中国に対し官民合同ミッションを派遣し、育成者権等の制度整備や拡充を要請（平成19年10月）。</p> <p>○今年度からインドに対しても官民合同ミッションを派遣（平成20年2月）。</p> <p>○我が国の育成者が、海外で適切な権利行使が行うことができるよう、平成19年7～8月に中国において訴訟経験のある関係者を訪問し、具体的な手続き等について調査を行い、この結果をとりまとめ、シンポジウム等を通じ広く関係者に周知した。</p>
2 課題
<p>我が国の植物新品種を海外においても適確に保護するため、植物品種保護制度の整備が遅れている東アジア地域において、制度の共通の基盤作りを目指し、政府当局への働きかける。また、各国の制度整備の状況、権利取得・活用に際しての具体的な問題点について、広く情報収集を行う。</p>
3 今後の予定（平成20年度）
<p>○今後とも、中国・インド等へ官民合同ミッションを派遣する予定するとともに情報収集を継続する。</p> <p>○各国の制度整備状況等について調査・分析する。</p> <p>○各国担当官等の我が国制度の理解を促進するための研究員の招へいを行う。</p>
4 主要スケジュール
<p>4月 中国に官民合同ミッション派遣</p> <p>6月 中国にハイレベルの官民合同ミッションを派遣</p>

【和牛精液の流通管理の徹底】

(担当局：生産局)

1 これまでの取組状況（平成19年7月～平成20年2月末）
<ul style="list-style-type: none">○ 19年度農業競争力強化対策民間団体事業のうち和牛精液等流通管理体制構築推進事業において、我が国の財産である和牛の遺伝資源の保護・活用を図るため、和牛精液ストロー等の流通管理の厳格化のためのモデル体制を構築することとし、同事業を推進。<ul style="list-style-type: none">・ 8月、事業実施主体である家畜改良事業団、十勝家畜人工授精所、京都大学を交えてのシステム開発に係る全国推進会議を実施。・ 1月、全国システム開発に係る基礎プログラム事前調査検討会及び種雄牛コード検討会。○ 19年度に以下の二つのシステムについて開発した<ul style="list-style-type: none">・ 地域段階において開発した人工授精師等に利便性がある精液利用の情報フィードバックシステム（地域モデルシステム）。・ 全国的な普及のため、各地域モデルシステムと互換性を持つように開発した全国共通基礎システム。
2 課題
<ul style="list-style-type: none">○ 精液生産者、農協、人工授精師等からなる地域協議会の設置、既存ストローの流通・保管に係る実態調査を行う必要。○ 精液ストローの最終使用情報が、精液生産者や農協等が持つ精液生産情報と正確に照合し得る情報フィードバックシステムを構築する必要。○ モデル的に構築した流通管理体制の全国的な普及を視野に入れ、全国段階における精液ストローの使用実態調査、情報フィードバックシステムにおいて全国共通となる基礎システムの開発、全種雄牛に与える個体識別番号と連動したバーコード番号の割り振り手法の検討等を進める必要。
3 今後の予定（平成20年度）
<ul style="list-style-type: none">○ 19年度に開発した二つのシステムについて実証事業を実施予定。
4 主要スケジュール
<p>20年3月、選定審査委員会を開催し、公募提案者に対するヒアリングを実施。 20年5月、地域における事業推進計画策定のための検討協議会の開催。</p>

20年7月、地域におけるシステム運用等のための検討協議会の開催。
20年8月、地域モデルと全国共通基礎システムの連携調査。
21年1月、地域モデルシステム、全国共通基礎システムのプログラムの改修終了。
21年3月、地域における実証試験結果のための検討協議会の開催。

【権利侵害対策の強化】

(担当局：総合食料局)

1 これまでの取組状況（平成19年7月～平成20年2月末）
<ul style="list-style-type: none">・東アジア各国への食品産業の投資を促進するため、知的財産権の侵害に対する弁護士による相談体制の整備（19年10月～継続中）・東アジア地域への食品産業の投資促進を図る観点から、日本食品の模倣品状況を調査するため、専門家からなるミッション団を派遣（19年11月）・東アジアの模倣品の状況、知財に関する、セミナー及び個別相談会等を開催（12月長野市、2月神戸市、3月東京、福岡市、札幌市）・（財）食品産業センターに「食品産業海外事業活動支援センター」を設置（19年10月）
2 課題
<ul style="list-style-type: none">・「青森」、「讃岐」といった地名など、日本食品の商標が海外において既に商標登録をされている実態・日本食品の海外フェア等において、出展の際の商標管理の問題・日本における商標管理の甘さから海外輸出や投資の際に問題となるケースが見られること
3 今後の予定（平成20年度）
<ul style="list-style-type: none">・知的財産権・ブランド保護のため、食品産業海外事業活動支援センターでは弁護士による相談体制を構築・模倣品対策として、専門家からなるミッション団の派遣の実施・知的財産権・ブランド保護の対応策等に関する個別相談会、セミナー等の開催
4 主要スケジュール
4月 ・知的財産権・ブランド保護のため弁護士による相談体制の構築 10月 ・現地調査ミッション団の派遣（タイ、台湾を予定） 年間を通じて ・知的財産権・ブランド保護のための対応策に関する個別相談会、セミナー等を東京、大阪などの国内主要都市及び海外主要都市数カ所において開催

【食品産業に係る技術流出防止指針の作成】

(担当局：総合食料局)

1 これまでの取組状況（平成19年7月～平成20年2月末）	
<ul style="list-style-type: none">○ 第1回作業部会（平成19年5月29日開催）の議論を踏まえ、手引きのたたき台を作成した。○ たたき台を踏まえ、同部会の委員他との意見交換調整を行い、手引き（案）の作成を進めた。○ 第2回作業部会を2月25日に開催し、「食品産業の意図せざる技術流出対策の手引き（案）」について検討した。	
2 課題	
<ul style="list-style-type: none">○ 食品産業における、意図せざる技術流出に関する意識啓発と知識の普及	
3 今後の予定（平成20年度）	
<ul style="list-style-type: none">○ 平成19年度内に、食品産業の意図せざる技術流出対策の手引きを策定し、農林水産省ホームページに掲載する。○ 東アジア食品産業活性化戦略の関連事業のセミナー等で、食品産業の意図せざる技術流出対策の手引きの概要版を配布し、同手引きの内容を紹介し、その活用推進を図る。○ 同手引きの活用推進については、食品産業海外事業活動支援センターのホームページにも手引きを掲載する等、同センターの活動との連携を図る。	
4 主要スケジュール	
平成20年3月	食品産業の意図せざる技術流出対策の手引きを策定する。
平成20年3月	食品産業の意図せざる技術流出対策の手引きを、農林水産省及び食品産業海外事業活動支援センターのホームページに掲載する。
平成20年3月	東アジア食品産業活性化戦略の関連事業のセミナー等で、食品産業の意図せざる技術流出対策の手引きの内容を紹介する。